

## 直結直圧式給水設計施行基準

### 1 目的

この基準は、直結直圧式給水により、小規模貯水槽等における維持管理面、衛生問題の解消、省エネルギーの推進及び設置スペースの有効利用などを図り、もって需要者へのサービス向上に寄与するために、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

直結直圧式給水とは、3階建以上の建物に対し3階までは受水槽等を経由せず、配水管から直接給水する方式をいう。

### 3 適用要件

直結直圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。

(1) 対象区域は、給水区域内で次の条件をすべて満たす区域とする。

ア 分岐箇所の配水管の口径が50mm以上であること。

イ 配水管の水圧測定(72時間以上)を行い、最小動水圧が、0.35MPa(3.57kgf/cm<sup>2</sup>)以上を確保でき、周辺に影響がないこと。

ウ 加圧配水系の地域でないこと。

(2) 対象建築物は、次の条件を満たす建物とする。ただし、特に薩摩川内市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めた場合はこの限りではない。

ア 専用住宅……住居用に使用される住宅で、1階から3階まで同一の利用者が使用するもの。

イ 店舗等付住宅……店舗等(断水又は減圧時においても営業に支障のない販売店又は事務所等をいう。以下同じ。)と住居を同一利用者が使用するもの。

ウ 共同住宅……専ら住居用に使用される住宅で複数の住宅が同一建物内にあるもの。

エ 店舗等付共同住宅……複数の店舗等と住居専用に使用される複数の住宅が同一建物内にあるもの。

オ 事務所専用ビル……事務所(倉庫を含む)専用に利用されるもの。

カ その他「管理者」が認めるもの。

(3) 適用除外の建築物

給水装置工事施行基準で、受水槽給水式とすることが必要とされている次の建築物は、直結直圧式給水の対象外とする。

ア 病院等で災害時、事故等による水道の断減水時にも給水の確保が必要なもの。

- イ 一時的に多量の水を使用するもの、又は使用水量の変動が大きいものなどで配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの。
- ウ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするもの。
- エ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの。
- オ その他、直結直圧式給水が困難なもの。

#### 4 3階直結給水を認める場合の給水装置の備えるべき構造等

- (1) 給水引込管口径は、50mm 以下であること。
- (2) 3階への給水主管口径は、損失水頭を考慮し原則として次によるものとする。
  - 専用住宅・店舗等付住宅・・・25mm 以上
  - 共同住宅・店舗等付共同住宅・事務所・その他・・・その都度協議。
- (3) 太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合、3階の屋上までとする。  
ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。
- (4) 給水主管を2階以上に上げる場合は、立上がり管手前に管理用の止水栓を設置するものとする。  
なお、メーター取替え及び維持管理作業を容易にするため、メーター直近下流に逆止弁を設置するものとする。
- (5) 既存の給水方式を受水槽式給水から直結直圧式給水に改造する場合、既設配管はすべて配管替えるものとする。ただし、既設配管等が利用可能な場合は、それを利用することができる。この場合において、既設配管等の構造及び材質等を充分調査し、漏水がないことを確認するものとする。
- (6) メーターの口径、設置場所、逆流防止装置等この基準に定めのない事項については、「水道工事の手引」によるものとする。

#### 5 3階直結給水を認める場合の工事申請添付書類

申請者は、工事申請時に位置図、平面図、立面図、建築物高低差調書、損失水頭計算書を添付し、工事承認を受けなければならない。

#### 6 給水方式の併用

- (1) 直結直圧式給水と受水槽式給水との併用を認めるものとする。  
給水方式の併用方法については、別紙参照のこと。
- (2) 併用給水を行う建物の場合、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、原則として、同一階は同一の給水方式とする。
- (3) 併用給水を行う場合は、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、配管に給水方式の識別表示を行うこと。(着色、テープ及び文字等)

## 7 既設の受水槽式給水からの改造

(1) 既設の受水槽以降の給水設備をそのまま直結直圧式給水装置に使用する場合は、次の事項が給水装置としての基準を満たすものであること。

ア 直結直圧式給水に対応できるものであること。(漏水がないこと)

イ 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。

ウ 給水引込管、メーター口径が直結直圧式給水の水力計算を満たすものであること。

## 8 事前協議等

### (1) 事前協議

直結直圧式給水による給水を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)を通じて、直結直圧式給水協議書(様式第1)を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。

また、指定工事事業者は、直結直圧式給水協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。

### (2) 協議結果の回答

管理者は、前号の協議の結果を直結直圧式給水協議回答書(様式第2)により、申込者に回答する。

## 9 給水装置工事の申し込み

申込者は、直結直圧式給水協議の結果、直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申し込みを行うときは、指定工事事業者を通じ、給水装置工事申込書に維持管理誓約書(様式第3)を添付し、管理者に提出すること。

## 10 設計

### (1) 配水管からの分岐

ア 分岐可能な配水管の口径は、50mm以上とする。

イ 分岐できる給水管の口径は、管理者と協議すること。

ウ 同一敷地への引込管は原則として1か所とする。

### (2) 水力計算

ア 計画使用水量(瞬時最大使用水量)

水力計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。

(ア) 集合住宅等における同時使用水量の算定方法

a 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

- b 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- c 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- (イ) 同時に使用する給水用具を設定して算定する方法
- (ウ) 給水用具給水負荷単位により算定する方法

(3) メーターの設置

- ア 量水器は検針及び取替えが容易に行える場所(正面入り口又は玄関付近)に設置し、二次側には逆止弁を設けること。
- イ その他、管理者が承認する場所とする。

11 維持管理

維持管理については、維持管理誓約書の内容に基づき、給水装置の所有者が適正に行うこと。

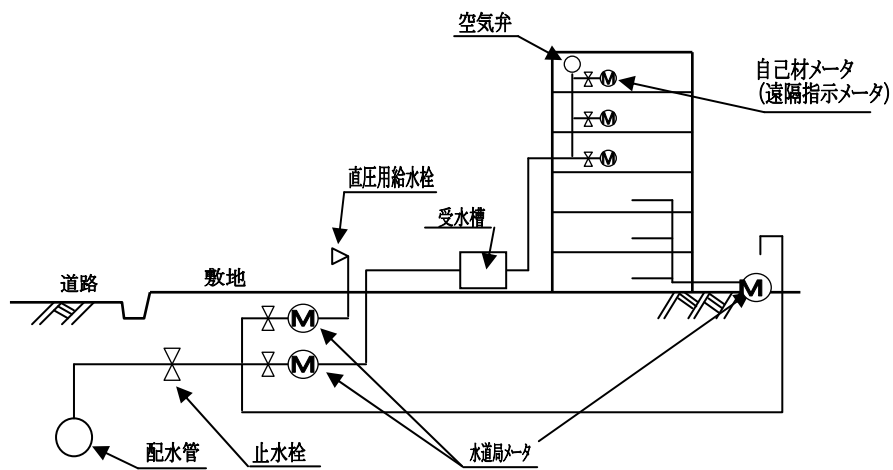
12 その他

この基準に定めのない事項は、「水道工事の手引」によるものとする。

13 施行期日

この基準は、平成27年 5月 1日から施行する。

受水槽式との併用例



※直結直圧式と併用給水する場合は、直結直圧式給水階数は3階までとする。

(薩摩川内市)

課長	課長代理	専門主幹	専門主幹	グループ長	グループ員	水道技術管理者

様式第1

平成 年 月 日

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

## 直結直圧式給水協議書

直結直圧式給水工事の承認を受けたいので、直結直圧式給水の可否について協議をお願いします。

給水装置設置場所 薩摩川内市 町 番地  
規模(1日最大給水量)  $m^3$ /日

施工者 業者名 印  
住所  
担当者  
電話番号

工事予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

添付書類 位置図、配管詳細図、平面図、立面図、建築物高低差調書、  
水理計算書、損失水頭計算書、周辺配管図

可・否(意見)
_____
_____
_____
_____
_____

様式第2

薩上水第 号  
平成 年 月 日

.....  
.....様

薩摩川内市水道事業  
薩摩川内市長 岩切 秀雄

### 直結直圧式給水協議回答書

平成 年 月 日付で協議依頼がありました直結直圧式給水工事については、次のとおり回答いたします。

直結直圧式給水が可能です。

協議内容に基づき、給水装置工事の申請を行ってください。

(許可条件) .....

.....

.....

.....

直結直圧式給水は、次の理由により不可能です。

理由: .....

.....

.....

.....

様式第3

# 維持管理誓約書

平成 年 月 日

薩摩川内市水道事業  
薩摩川内市長 様

申請者(所有者)  
住 所  
氏 名 印  
電話番号

直結直圧式給水に係る給水装置の維持管理について、下記の事項を遵守することを誓約します。

## 記

建物所在地	薩摩川内市 町		
建物名称		給水装置番号	第 号

(使用者等への周知)

- 直結直圧式給水装置について次のような特徴を理解し、入居者（使用者）に周知するとともに、問題が生じたときは当方で処理します。
  - 直結直圧式給水装置を設置した場合、受水槽のような貯留機能がないため、薩摩川内市が実施する水道配水本管工事及びメーター取替作業並びに緊急の断水等の場合には水の使用が出来なくなることを承諾します。

(工事施工等)

- 給水工事を実施するにあたり、薩摩川内市給水条例、直結直圧式給水設計施工基準及び直結直圧式給水協議回答書の許可条件を遵守し、これらに違反した場合は、給水を拒否されても異議申し立てません。又、出水不良が生じた場合は、自費で受水槽設置等必要な処置を講じます。

(給水装置管理)

- 給水装置は、全て当方の責任により維持管理を行います。



(紛争の解決)

4 当方の過失等により損害を与えた場合は、責任を持ってこれに対処いたします。

(管理人等の選任)

5 下記のとおり、管理人及び維持管理業者を選任します。

(管理人等の変更)

6 管理人及び維持管理業者の氏名、住所に変更があったときは、すみやかに薩摩川内市水道局に届け出ます。

管 理 人	住 所
	フリガナ
	氏 名
	電話番号 ( )

印

維持管理業者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	電話番号 ( )

印